インターネットで購入した そのチケットは大丈夫??



「消費者庁イラスト集より」

スマートフォンでコンサートのチケットを申し込んだ後、 公式サイトではなく、海外の転売仲介サイトでの高額な取引 だとわかった。

解約したいがどうしたらよいか。

(10歳代女性(保護者からの相談))



(アドバイス)

- ◆ネット検索で、一番上に公式でないサイトが表示される事例が、多数報告されています。
- ◆チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。 チケット転売仲介サイトに解約を申し出ても、利用規約により解約できない場合もあります。
- ◆ネットオークションや転売仲介サイトで購入したチケットの中には、入場時の本人確認等で 入場できない場合もあります。また、公演中止・延期の払い戻しの補償が受けられない場合も あります。
- ◆急な理由でチケットを転売したい場合は、公式のリセールサイトを利用しましょう。
- ◆不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

参考 : チケット不正転売禁止法がスタートしました

- ○人気のコンサート等のチケットを、業者や個人が買い占め、ネットオークションや転売仲介サイト等で高額に転売されている 状況があり、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの不正転売等を 禁止する法律(通称「チケット不正転売禁止法」)が今年6月14日から施行されました。
- 〇インターネット上での売買を含めてコンサートやスポーツ等のチケットを、興行主等の販売価格(正規価格)を超える価格で転売することや、転売目的で手に入れることが禁止されました。一定の要件を備えたチケットが対象です。
- 〇違反したときは、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。
- ○転売仲介サイト業者に対しては、この法律では特に規定はありませんが、不正転売に該当する出品が確認された場合に は、削除等の対応が望まれると考えられます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 | 第37号 2019年8月

事例提供:福岡県消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター